平成２２年（フ）第２６６号
さいたま市南区内谷６丁目11番20号　トランハイム202
債務者　岡　　由美
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２７６号
さいたま市南区鹿手袋５丁目15番５号
債務者　服部　知佐
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２８６号
さいたま市浦和区上木崎３丁目20番19号
債務者　小泉　節子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３３２号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地１街区18棟301号
債務者　稲見かず子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４４３号
さいたま市桜区西堀６丁目15番21号　コーポ中浦和Ⅱ206号
債務者　坂田　勝明
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４３号
北九州市小倉北区赤坂３丁目４番９―403号
債務者　笹原　香織
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２２２号
北九州市小倉北区黄金１丁目12番１―402号
債務者　秋山　　力
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２６８号
北九州市小倉北区井堀１丁目22番21号レピュート長尾102号室
債務者　寺田　和広
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２６９号
北九州市小倉北区井堀１丁目22番21号レピュート長尾102号室
債務者　寺田由美子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２８２号
北九州市八幡西区友田１丁目１番１―501号
債務者　市原　武士
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２８３号
北九州市小倉南区朽網東５丁目22番17号
債務者　崎野　　勉
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２９９号
北九州市小倉北区青葉２丁目７番21―203号
債務者　今井　春雄
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３００号
北九州市小倉南区上吉田３丁目23番１―203号
債務者　大坊賀代子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３０１号
北九州市小倉南区徳吉東１丁目12番12号201
債務者　四童子亮子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３１４号
北九州市若松区山ノ堂町５番31号　タケゾエＡＰ―Ｂ101号室
債務者　楠田　龍男
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２８号
鹿児島県肝属郡肝付町前田3777番地１、旧住所鹿児島市甲突町22番８号グレイスボナール５―Ａ号
債務者　柴山　加那
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第６３号
青森県弘前市大字大開１丁目７番地６　びゅうはうす201号
債務者　富田　　玲
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
青森地方裁判所弘前支部